KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

# 連体動詞句の機能と被修飾名詞のタイプ：実例分析による制限的用法／非制限的用法の再検討



| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部<br>公開日: 2023-03-27<br>キーワード (Ja): 連体修飾句, 被修飾名詞, 制限的用法, 非制限的用法, 評価を表わす名<br>キーワード (En):<br>作成者: 光信, 仁美<br>メールアドレス:<br>所属: 関西外国語大学 |
| --- | --- |
| URL | https://doi.org/10.18956/00008086 |

関西外国語大学 研究論集 第117号（2023年３月）
Journal of Inquiry and Research, No.117（March 2023）

# 連体動詞句の機能と被修飾名詞のタイプ

## ── 実例分析による制限的用法／非制限的用法の再検討 ──

光　信　仁　美

**要　旨**

日本語の連体修飾節の意味的機能については、これまで制限的用法／非制限的用法という区別のもとで議論されてきた。こうした先行研究を前提としながら、本稿では、収集した用例をもとに、修飾句の機能と被修飾名詞のタイプについて、これまで無視されてきたと思われる類型の存在を指摘する。

先行研究では、非制限的用法において被修飾名詞となりうるのは、固有名詞や人称代名詞などに限定されるという共通了解が見られるが、本稿では、修飾句が被修飾名詞の定義や説明にあたる場合、あるいは被修飾名詞の属性や本質的な特徴を表わす場合には、普通名詞が被修飾名詞となることを示す。また制限的用法においては、モノの評価を表わす語が被修飾名詞となる場合、本来の制限的用法とは判断形式が反対になる特殊な用法の存在が認められる。

なお、本稿で扱う用例は、連体修飾節が動詞句で、被修飾名詞がヒト名詞で、動詞に対してガ格の関係にあるものに限定されている。

**キーワード**：連体修飾句、被修飾名詞、制限的用法、非制限的用法、評価を表わす名詞

## ０．はじめに

連体修飾には、(1) のような制限的用法（被修飾名詞の部分集合を取り出す用法）と (2) のような非制限的用法（被修飾名詞に情報を付加する用法）のあることが言われている。

(1) 日本でドイツ語を勉強している人にも、ドイツ語で日記をつけることを勧めたい。
（エクソ193）

(2) ちょうどリンゴ飴をかじっていた真志喜は、甘さのためか、眉を寄せた。（月225）

これらの用法については、これまで作例を中心に理論的な研究[1]がなされているが、実例に照らしてみてみると、考察に偏りが生じているように思われる[2]。

本稿は、二つの用法のケーススタディーとして、連体修飾句が動詞句である場合（以下、連体動詞句という）の、内の関係（ガ格）にある被修飾名詞（以下、主名詞という）がヒト名詞である場合について、稿末に挙げる資料から収集した用例を分析・考察したものである。

結論として、非制限的用法に用いられる主名詞には、固有名詞や人称代名詞がくるという暗黙の了解があるが、これには誤りがあること、制限的用法の中に特殊な主名詞を修飾する特殊なタイプがあること、この二点を指摘する。

## 1. 制限的用法と非制限的用法

制限的用法／非制限的用法については、先に寺村（1984）金水（1986）が、次のように述べている[3)]。

寺村（1984） 制限的用法「ある集合の中から特定の特徴をもつ部分集合をとり出す」
非制限的用法「ある特定のものについて、その文にとって何らかの意義をもつと考えられる情報を付け加える」

金水（1986） 制限的用法「修飾される名詞の表す集合を分割し、その真部分集合を作り出す」
非制限的用法「背景、理由、詳細説明などの情報を主文に付加する」

最近の論として、大島（2014）は、そもそも連体修飾は、主名詞が示すモノについて、その特定の「属性」を示すこと（＝「属性限定」）であるとする。制限的用法の機能は、そのうえでモノの集合の中からその「属性」をもった部分集合を取り出す「集合限定」である。一方、非制限的用法とはまさに「属性限定」であるとして、「情報付加」として扱われていた非制限的用法に、特定の「属性」をとりたてる（＝「属性限定」）という機能をみている。すなわち、二つの用法を一旦「属性限定」であるとして同じ土俵にのせて論じている[4)]。

ところで管見にふれる限り、非制限的用法は固有名詞が主名詞の場合が典型的であるとされている。しかし、このことは実例に照らして適切ではなく、普通名詞の非制限的用法についてはこれまで議論されてきていない。

以下、先行研究の制限的用法／非制限的用法の機能の捉え方を一応の前提として、実例の分析・考察を試みる。なお、本稿では「属性」というタームは「ものごとの本質的な特徴」を意味するものとして用いる。この点、大島（2014）と異なる。

## 2. 非制限的用法

### 2.0 非制限的用法について

まず、次の例をみてみよう。

(3) 遅刻指導など生徒指導を統括する生徒指導部長の地位にあったM教諭は、そのような

危険について数回教職員に注意を促したと供述しているが、……。（吉田卓司（2004）『生徒指導法を学ぶ』三学出版）

(4) ネズミでのストレスの実験を、非常に発達した大脳皮質を有する人間にそのまま当てはめるのはナンセンスではないか、……。（野村進（2001）『脳を知りたい！』新潮社）

(5) 明るく行動力のある瀬名垣は、あくも強いが、人を惹きつける魅力もある。（月36）

(6) 真樹さんは変な所に立っている僕を見て少し笑ったが、何も言わず台所に戻った。（火花88）

上にあげた例は連体動詞句が主名詞を詳しく説明し、情報を付加する非制限的用法である。それぞれ「遅刻指導など生徒指導を統括する」が「生徒指導部長」を、「非常に発達した大脳皮質を有する」が「人間」を、「明るく行動力のある」が「瀬名垣」を、「変な所に立っている」が「僕」を詳しく説明している。これらにみるとおり、非制限的用法の主名詞には固有名詞や人称代名詞のみならず普通名詞が用いられており、この用法をつくる主名詞の種類に制限がないことを、まず強調しておく。

一方、連体動詞句の主名詞に対する意味的な関係には違いがみられる。「遅刻指導など生徒指導を統括する」は「生徒指導部長」の定義を表わし、「非常に発達した大脳皮質を有する」は「人間」の属性を表わしている。また「明るく行動力のある」は「瀬名垣」の属性を、「変な所に立っている」は「僕」の偶有的な特徴を表わしている。

ここでは、連体動詞句の意味的な違いのそれぞれの場合について、一般的なヒトを表わす普通名詞の場合と、特定のヒト（以下、個物という）を表わす固有名詞や人称代名詞などの場合とを並行させて、次の順に検討していく。

2.1　連体動詞句が主名詞の定義・説明にあたる場合
　2.1.1　主名詞が普通名詞の場合
　2.1.2　主名詞が固有名詞や人称代名詞などの場合
2.2　連体動詞句が主名詞の属性・本質的な特徴を表わす場合
　2.2.1　主名詞が普通名詞の場合
　2.2.2　主名詞が固有名詞や人称代名詞などの場合
2.3　連体動詞句が偶有的なことがらを表わす場合
　2.3.1　主名詞が普通名詞の場合
　2.3.2　主名詞が固有名詞や人称代名詞などの場合

## 2.1　連体動詞句が主名詞の定義・説明にあたる場合

### 2.1.1　主名詞が普通名詞の場合

次の例をみてみよう。

(3) 遅刻指導など生徒指導を統括する生徒指導部長の地位にあったM教諭は、そのような危険について数回教職員に注意を促したと供述しているが、……。(吉田卓司(2004)『生徒指導法を学ぶ』三学出版)

(7) 社内にしがらみのない社外取締役であれば、「なぜ赤字部門をすぐに閉鎖しないのか」「雇用リストラが不十分ではないか」と経営計画の素案を立て業務を執行する社長などの業務執行者に対して直言できる。(日本経済新聞社編(1999)『日経大予測』日本経済新聞社)

上の例の連体動詞句「遅刻指導など生徒指導を統括する」は主名詞「生徒指導部長」の、連体動詞句「経営計画の素案を立て業務を執行する」は主名詞「社長などの業務執行者」の定義を表わしている。

また、次の例は、連体動詞句「日本のことだけを知っている」が、主名詞「ジャパン・スペシャリスト」の説明的なことがらを表わす非制限的用法であると捉えることもできるし、ジャパン・スペシャリストの中の「日本のことだけを知っている」集合を限定して取り出している制限的用法であると捉えることもできる。

(8) 今、日本研究に必要なのは、日本のことだけを知っているジャパン・スペシャリストではなくて、日本の問題をもっと大きな学問的な流れのなかでとらえなおすことのできる人材なのだから、……。(国128)

いずれにせよ、主名詞である普通名詞が表わす一般的なモノの定義・説明を連体動詞句が表わしている。

### 2.1.2 主名詞が固有名詞や人称代名詞などの場合

連体動詞句が定義・説明にあたる該当例はない。そもそも固有名詞や人称代名詞が表わす個物を定義することは不可能である。

## 2.2 連体動詞句が主名詞の属性・本質的な特徴を表わす場合

この場合は、連体動詞句において、モノ全般(一般的なモノおよび個物)におけるそれぞれの属性または本質的な特徴がとりたてられて表現されている。したがって、一般的なモノを表わす普通名詞の場合と、個物を表わす固有名詞や人称代名詞などの場合の、両方の主名詞が修飾をうける。

### 2.2.1 主名詞が普通名詞の場合

次の例をみてみよう。

(4) ネズミでのストレスの実験を、非常に発達した大脳皮質を有する人間にそのまま当て

はめるのはナンセンスではないか、……。（野村進（2001）『脳を知りたい！』新潮社）

（9）オキナワに移住したい、という人たちは、そんな過去は歯牙にもかけないようにみえる。……。海外コロニーに住む植民者に似ている。（国53）

（10）サラ金・街金・ヤミ金　サラ金とはサラリーマン金融の略で、……。もともと毎月定額の給料が入ってくるサラリーマンであれば、給料日に取り立てれば取りはぐれることが少ないということで、サラリーマンを対象に小口の金融を行っていたことから付いた呼び名です。（北河隆之（2004）『55分でわかる借金整理と個人破産』新星出版社）

連体動詞句「非常に発達した大脳皮質を有する」「海外コロニーに住む」「毎月定額の給料が入ってくる」はそれぞれ「人間」「植民者」「サラリーマン」の本質的な特徴を表わしている。

### 2.2.2　主名詞が固有名詞や人称代名詞などの場合[5)]

次の例をみてみよう。

（5）明るく行動力のある瀬名垣は、あくも強いが、人を惹きつける魅力もある。（月36）

（11）学年の違うわたしたちは、授業が五時間めまでの日と六時間めまでの日が異なっていた。（水27）

（12）私は、竹林の七賢のように、『方丈記』の作者のように、世の中から完全に撤退することを望んでいるのではない。それは、私の言葉では「本隠遁」である。俗にまみれた私はそんな高望みはしない。ただ、半分だけ、しかも自分にとって都合のいいところだけ世の中から隠れよう。（死172）

（13）ママからいちばん距離をおいていられたのはパパだったけれど、その飄々としたパパでさえ、ママの呼び声にはさからえなかった。（水92）

連体動詞句「明るく行動力のある」「学年の違う」「俗にまみれた」「飄々とした」は個物である「瀬名垣」「わたしたち」「私」「パパ」などの、本質的な特徴をいっている。

## 2.3　連体動詞句が偶有的なことがらを表わす場合

ここでいうことがらとは、モノの特徴・事態・行為を含むものである。以下ではこのようなことがらを特徴ということばで代表させる。

偶有的なことがらで修飾されるのは個物である。一般的なモノは定義上、偶有的な特徴はもてない。したがって、以下に示すように、主名詞が一般的なモノを表わす普通名詞の用法は存在しない。

### 2.3.1　主名詞が普通名詞の場合

該当例なし。

### 2.3.2 主名詞が固有名詞や人称代名詞などの場合[6)]

次の例をみてみよう。

(14) かたくなに武治さんを避ける陵を見るたびに、武治さんにやすやすとなついている自分が、ばかみたいに思われた。(水49)

(15) 式が終わると、出口には新婦のとなりに白いタキシードを着た栄哲が立っていた。(ゆりかご31)

(6) 真樹さんは変な所に立っている僕を見て少し笑ったが、何も言わず台所に戻った。(火花88)

(16) 信者の多くは、この世ならぬ存在の神秘に憧れて教団に入信する。しかし、入信した彼らを納得させるのは、奇妙にも科学的な証明である。(文明41)

(17)「普段、偉そうなことを言ってる姉貴が、果してどういう男を選んだか、じっくり見てやるんだ」(ヴァンサンカン168)

上の例の連体動詞句「かたくなに武治さんを避ける」「白いタキシードを着た」「変な所に立っている」「入信した」「普段、偉そうなことを言ってる」は、それぞれ「陵」「栄哲」「僕」「彼ら」「姉貴」の偶有的な特徴を表わしている。偶有的な特徴で修飾されるのは個物であるので、主名詞は個物を表わす固有名詞、人称代名詞、普通名詞のうちの親族名などの関係を表わす名詞に限られる。

ところで、連体動詞句が偶有的な特徴を表わして、主名詞が表わす個物の側面をとりたてる場合がある。次の例をみてみよう。

(18) わたしは外国が好きだ。もっと正確に言うなら、外国にいる私が好きだ。(国10)

「外国にいる」は「私」の偶有的な特徴であるのだが、この文脈における「外国にいる」は、次のように解釈できる。つまり、個である「私」には「外国にいる(私)」「国内にいる(私)」「家にいる(私)」「職場にいる(私)」などの様々な側面があり、その中の一つを選んで限定するという解釈である。

個である主名詞をいろいろな側面をもつ集合と捉えれば、連体動詞句はその条件に合致する要素を取り出すはたらきをしているといえる。よって制限的用法だとみることができる[7)]。

以下に同様の例をあげる。

(19) 満寿子さんと並んでいる時の奈穂子は、不思議なことにいつもとても心ぼそそうに見えた。一人でいる奈穂子は、たいそう堂々としているのに。(水86)

(20) 今年のお盆に帰ってきたM子に無言で封筒を手渡された。古い二枚の写真が入っていた。一枚は保育園のジャングルジムのてっぺんでピースサインをしているM子、もう一枚は家の庭で水鉄砲を持っているM子の写真だった。(家族168)

名詞「自分」はこの用法で使われることが多い。

（21）わたしは、ただ陵を見つめていた。見つめている自分のことも、見つめながらその時感じていたことも、はっきりと覚えている。（水40）

（22）「ああ、なんて言うのかな。人間って、すごく不条理なものだと感じているのさ。昨夜、カミュなんぞを読んで、眠りについた自分を心から後悔しているよ」（ぼくは32）

（23）わたしは外国では荷物を座席においてトイレに立ったり、バッグを背中にまわして乗りものに乗ったり絶対にしないが、バッグのジッパーを開けたまま持ち歩く自分に気がつくと、ああ、やっぱり、外国では緊張していたのね、ということが逆にわかる。（国189）

### 2.4　まとめ

非制限的用法における連体動詞句の意味的なタイプをみてみると、（2.1）連体動詞句が主名詞の定義・説明にあたる場合、（2.2）連体動詞句が主名詞の属性・本質的な特徴を表わす場合、（2.3）連体動詞句が偶有的なことがらを表わす場合がある。このうち、連体動詞句が主名詞の定義・説明にあたる場合（2.1）の主名詞は、一般的なモノを表わす普通名詞に限られ、連体動詞句が偶有的な特徴を表わす場合（2.3）の主名詞は、個物を表わす固有名詞や人称代名詞などに限られる。また、連体動詞句が主名詞の属性・本質的な特徴を表わす場合（2.2）には、どちらの名詞も用いられる。

なお、連体動詞句が偶有的なことがらを表わす場合（2.3）に、個物である主名詞をいろいろな側面をもつ集合とみて、その集合から一側面を取り出して限定する制限用法とみることができる用法がある。

## 3．制限的用法

### 3.0　制限的用法について

周知のとおり、制限的用法は、主名詞が表わす一般的なモノの中から連体動詞句が表わす特徴をもつモノを取り出して（＝限定して）述べる用法である。次の例をみてみよう。

（24）もちろんフランス語に長けた人からすれば、そんな基本単語の意味などわざわざ驚くほどの価値はないのかもしれない。（ひと皿353）

（25）どうして売れている小説家が、夏休みの宿直室にいるだろうか。（月173）

（26）しかし、日本では、働く人間が「国の主人公」だと言えるほど保障された生活を送っているわけではない。（エクソ150）

（27）ぼくは、いい顔をしていて女にもてる男を無条件に尊敬する。（ぼくは15）

（28）フライブルクは古い大学町で、町を歩いていると自転車が多い。自転車に乗っている

人たち、道を歩いている人たちの服装を見ていると、七〇年代、八〇年代のオールタナティヴな雰囲気を今も色濃く残している町だという感じがする。（エクソ124）

（29）店にあるときの古本は静かに眠る。これらの本を書いた人間たちは、すでにほとんど全員死者の列に連なっている。（月36）

制限的用法は、連体動詞句が表わす特徴をもつモノを限定する用法であるから、主名詞は集合を表わしうる名詞、つまり普通名詞でないとこの用法をつくれない。固有名詞や人称代名詞で表わす個物が主名詞となることはない。一方、連体動詞句が表わす特徴とは、偶有的なことがらであり、それは特徴（24）（25）、事態（26）（27）、行為（28）（29）などである。

また、次の例のように、集合限定によって取り出した集合の要素の数が表現されることがある。

（30）しかし、僕は個人的な関係がなかったとしても、同じ時代に同じ劇場で共に戦った全ての芸人達を誇らしく思う。（火花140）

（31）翌朝、制服に着換えたＩ子と妹のＫが外に出ると、ゴミ収集所の前で額を寄せてしゃべっていた七、八人の主婦たちが一斉にふたりを見て口を噤んだ。（家族80）

（32）事実、「アメリカは自由だ」と答える多くの日本女性は、アメリカ以外の国をそれほど知っているとは思われない。（国180）

以上のような普通名詞のほかに、制限的用法をつくる主名詞として特殊な名詞があるので次にあげる。一つは形式名詞であり、もう一つは評価を含む名詞である。

### 3.1　主名詞が形式名詞の場合

従来より、非制限的用法との区別として言われていることだが、制限的用法では修飾句が必須であり、修飾句を除くと文が成立しない。次の制限的用法の例から、連体動詞句を除くと意味を失う（＊）。

（24）もちろんフランス語に長けた人からすれば、そんな基本単語の意味などわざわざ驚くほどの価値はないのかもしれない。（ひと皿353）

（＊）もちろん人からすれば、そんな基本単語の意味などわざわざ驚くほどの価値はないのかもしれない。

（29）店にあるときの古本は静かに眠る。これらの本を書いた人間たちは、すでにほとんど全員死者の列に連なっている。（月36）

（＊）店にあるときの古本は静かに眠る。人間たちは、すでにほとんど全員死者の列に連なっている。

このことから、制限的用法をうける主名詞は形式名詞（＝連体部を常に伴う名詞）化しているといえる。その上、もっぱら制限的用法をつくる形式名詞があるので以下にあげる。

(33) 友達や知人のなかには、白い乗用車に乗っている者が、いることはいる。(返事118)

(34) はなやかな芸能界とかんちがいして入団した子は早々とやめていった。(ゆりかご235)

(35) いつも、気取ったことばかり言っている奴が、こんなふうに弱気になっちまうなんて。(ぼくは45)

(36) 汚れたコンバースで楽屋に入ると、同じように貧相な恰好をした連中が沢山いた。(火花140)

(37)「ほかに、この事故を見ていた方はいたんですか？」(返事120)

(38)「もののあわれ」がどうのこうの「わび、さび」がどうのこうのとノタマイ、現代日本人の美的感受性の低下を嘆く輩は、臆面もなく自分を鎌倉時代の貴族か上級武士に見立てている。(死96)

### 3.2 主名詞が評価名詞の場合[8)]

主名詞が、連体動詞句によって示される偶有的な特徴の評価を表わす場合がある。

次の例をみてみよう。

(39) 韓国の元大統領、盧泰愚の長男が徴兵のがれをしていたことは政治的なスキャンダルになった。国家に対する義務をおこたった卑怯者、の烙印をおされるからである。(国45)

(40) あなた方は後世から「目先の儲けに目が眩んで二〇〇〇年来の宝物を外国に売り飛ばした裏切り者」と指弾されることになるが、それは承知か。(どうしてもコメの話124)

(41) あなたはわたしを見捨てている意気地なしだわ。(ベッドの368)

(42) 僕ハ女房ノ日記ト云エドモ、無断デ読ムヨウナコトヲスル卑劣漢デハナイ。(鍵47)

(43) ……、私もまた「楽しいふり」をして欺瞞的に生きている人種のひとりなのであろう。私はそういう人々を嫌いながら、自分もまたそのように生きている卑怯者だ。(死201)

(44) Ｓさんは山荘地区の管理事務所に勤めていて、このあたり一帯の植生から天候の徴候まで、ありとあらゆることに精通している達人である。(ひと皿70)

(45) 仕事もなく金もなく性格も不真面目だが性的魅力に溢れた遊び人に恋してしまった少女にとって、学校をさぼって二人で過ごす時間は sinnlich であるにちがいないが、……。(エクソ207)

以上の例は、形式的にはすべて制限的用法の形をとっている。すなわち例（39）では主名詞が表わす「卑怯者」の中に「国家に対する義務をおこたった（卑怯者）」という部分集合がある。しかし、本来の意味での制限的用法の場合、主名詞が表わすモノの集合が所与であって、そこから連体動詞句によって示される特徴をもった要素が部分集合として取り出されるのに対して、本例では、連体動詞句によって示される特徴をもつモノ（「国家に対する義務を怠った（モノ）」）が、主名詞の表わす集合（「卑怯者」）の中に位置づけられるのである。

属性というタームを借りていうなら、主名詞が表わすモノの集合を連体動詞句が示す属性によって限定する本来の制限的用法に対して、ここでは、主名詞の評価的成分によって連体動詞句の示すモノがその属性を措定されるのである。

このことは、連体動詞句によって示されるモノを主語、主名詞が示す評価を述語とする措定文によってテストできる。たとえば、(39) ～ (42) の連体動詞句と主名詞の意味関係を、次のような述定形式で表わすことが可能である。

(39)' 国家に対する義務をおこたったのは卑怯だ。

(40)' 目先の儲けに目が眩んで二〇〇〇年来の宝物を外国に売り飛ばすのは裏切りだ。

(41)' わたしを見捨てているのは意気地なしだ。

(42)' 無断デ読ムヨウナコトヲスルのは卑劣だ。

次のように、主名詞が「連体修飾語＋ヒト名詞」の形をとり、連体修飾語が評価を示す成分となっているケースも散見される。

(46) それまでにも、扁桃腺炎で熱を出す病弱な子供だったが。(遠い約束)

(47) 家に遊びにくる友だちは口々に、「L子のみたいなお父さんがいたらさいこうよね」という。しかしL子は父親が本当は世間の評判を気にしてばかりいて、いつも背伸びをしている小心な人間に思えてならない。(家族174)

(48)「注意して下さい。皆さぁん！ここに越してきたのは、売れない歌手です！ちっとも曲が売れない代わりに、女ばかりだましてる、とんでもない男です！……」(夜116)

(49) 神谷さんは、普段使わない言葉を僕に釣られて使ってしまうことを恥じていた。その感覚も信用出来た。神谷さんの言葉とは矛盾するかもしれないが、流行の言葉を簡単に使いこなす器用な人間を僕は怖れていた。(火花42)

(50) この舞台監督は何かと僕達のことを気にかけてくれる優しい人物だった。(火花95)

## 4. まとめ

以上、実例をもとに連体動詞句の機能と被修飾名詞のタイプについて、制限的用法／非制限的用法それぞれを検討してきた。以下に、暫定的な結論をまとめておく。

非制限的用法には、連体動詞句と主名詞の関係に次の三つの意味的なタイプが区別される。すなわち、(2.1) 連体動詞句が主名詞の定義・説明にあたる場合、(2.2) 連体動詞句が主名詞の属性・本質的な特徴を表わす場合、(2.3) 連体動詞句が偶有的なことがらを表わす場合である。これらの意味的なタイプと主名詞の種類には相関があり、連体動詞句が主名詞の定義・説明にあたる場合 (2.1) は普通名詞が、連体動詞句が偶有的なことがらを表わす場合 (2.3) は固有名詞や人称代名詞などの個物を表わす名詞が、連体動詞句が主名詞の属性・本質的な特徴を表わ

す場合（2.2）はどちらの名詞も用いられる。従来、非制限的用法では固有名詞や人称代名詞などが主名詞となるという暗黙の了解があったが、（2.1）（2.2）にあたる用例は連体修飾句を伴う名詞句に普通にみられるかたちである。

一方、制限的用法の中には特殊なタイプが見いだされた。制限的用法では、集合体を表わすことのできる普通名詞が用いられるが、その中に評価の意味を含む名詞（ここでは評価名詞とよんだ）がある。評価名詞の場合には、他の普通名詞と同様、本来の制限的用法（主名詞が表わすモノの集合を、連体動詞句が表わす偶有的な特徴によって限定する）をもつほか、主名詞の評価的成分によって連体動詞句の示すモノがその特徴を措定されるといった、逆の判断形式になる用法がある。

なお、非制限的用法の（2.3）連体動詞句が偶有的なことがらを表わす場合に制限的用法と重なる面のあること、（3.2）主名詞が評価名詞である制限的用法において本来の制限的用法とは逆の「判断」が含意されること、については軽く触れることしかできなかった。また、制限的用法には、連体修飾節の条件に合致する要素が存在しないことを想定しながら使われるケース（「皇帝となったユリウス・カエサル」「生まれてこなかった人間」）や、主節において結果的に存在が否定されるケースがあるが、それらも本稿では取り上げることができなかった。残された課題である。いずれ考察の対象を、内の関係から外の関係に、連体動詞句から連体修飾節一般に広げ、被修飾名詞についてもヒト名詞への限定を外し、本稿の結論を検証するとともに、残された課題に取り組むこととしたい。

謝辞　本研究は科研費（70330222）の助成を受けたものである。

## 注

1）理論的な研究として三宅（1995）、大島（2014）、三好（2017）（2020）などがある。

2）益岡（1995）では、従来、連体修飾部を除いても文意が成立する、としていた非制限的用法のテストに対して、実例をもとに、連体修飾部が必須である場合があることを指摘し、考察を加えている。

3）寺村（1984, p.104）では限定的修飾/付帯状況説明的修飾、金水（1986, pp.606-607）では限定/非限定とそれぞれ呼んでいる。

4）大島（2014）p.470

5）個物を表わさない名詞が個物を指し示す場合①～③がある。

①人数を表わす名詞

○ビジネスホテルだから、待っていてもボーイは来ない。旅慣れたふたりは、ルームキイのナンバーを頼りに、エレベーターに乗った。（辻真先(1988)『殺人者が日本海を行く』徳間書店）

②個を表わさない普通名詞が、限定詞を伴って個を指し示す場合

○だけど、僕は愚直なまでに屈折しているこの人に、余計なお世話かもしれないけれど、平凡な言い方が許されるならば、ただ幸せになって貰いたいのだ。（火花162）

③個を表わさない普通名詞が文脈のなかで個を指して用いられている場合

○友人は既にこときれていた。……。

三つのBの名を持つ男は、まだ水の引かない、映画館のある中庭に浮かんでいた。……。

地図の数字に名前が入った男は、さんざん探し回った揚げ句にアパートの屋上で見つかった。……。年号の名前を持つ男はついに見つからなかった。（パズル148）

6）個物を表わさない名詞が個物を指し示す場合①～③がある。

①人数を表わす名詞

○扉が閉まる音がして、階段を下りる二人の足音が聞こえた。（火花50）

②個を表わさない普通名詞が、限定詞を伴って個を指し示す場合

○「だけど、そんなお金に手の届くところにいたんだから、持ち逃げしたその従業員、よっぽど信用されてた人だったんでしょうね」（返事128）

③個を表わさない普通名詞が文脈のなかで個を指して用いられている場合

○お邪魔しましたともう一度いい、女は玄関に向かった。俊介が後を追うと、美菜子もついてきた。「例の報告書のことはどうなっているのかな」サンダルを履いている女の背中に俊介はいった。（レイク26）

7）翻って、主名詞が偶有的な特徴を表わす場合は制限的用法であるとみることもできる。三好（2017）（2020）はこれを制限的用法であるとして、その成立条件を検討している。

8）「卑怯者」「達人」「裏切り者」などの評価の意味を含む普通名詞のことをここでは評価名詞と名づけて議論する。評価名詞は次のように、普通の制限的用法ももつ。

○……、休み時間に教師にまとわりついてはなれないクリスチャン家庭で育ったいい子ちゃんたち、……。（ゆりかご142）

## 参考文献

大島資生（2014）「現代日本語の非制限的連体修飾の特性について」『日本語史の新視点と現代日本語』勉誠出版pp.458-472

金水敏（1986）「連体修飾成分の機能」松村明教授古稀記念会（編）『松村明教授古稀記念国語研究論集』明治書院pp.602-624

寺村秀夫（1984）「形容詞の働きには何がひそんでいるか」『國文学―解釈と教材の研究―』29-6, 學燈社pp.99-105

益岡隆志（1995）「連体節の表現と主名詞の主題性」『日本語の主題と取り立て』くろしお出版pp.139-153

三宅知宏（1995）「日本語の複合名詞句の構造――制限的／非制限的連体修飾をめぐって―」『現代日本語

研究』02, 大阪大学pp.49-66
三好伸芳（2017）「制限的連体修飾節のタイプ分け」『日本語文法』17-1, pp37-53
三好伸芳（2020）「連体修飾要素の解釈と述語のタイプ」『日本語文法』20-1, pp.21-36

## 用例出典

井上ひさし（1993）『どうしてもコメの話』新潮文庫/恩田陸（2000）『puzzleパズル』祥伝社文庫/乃南アサ（2001）『夜離れ』幻冬舎文庫/上野千鶴子（2007）『国境お構いなし』朝日文庫/柳美里（2007）『家族の標本』角川文庫/山田詠美（1996）『ぼくは勉強ができない』新潮文庫/四方田犬彦（2013）『ひと皿の記憶』ちくま文庫/平野啓一郎（2006）『文明の憂鬱』新潮文庫/柳美里（1999）『水辺のゆりかご』角川文庫/東野圭吾（2004）『レイクサイド』文春文庫/宮部みゆき（1994）『返事はいらない』新潮文庫/三浦しをん（2001）『月魚』角川文庫/川上弘美（2014）『水声』文春文庫/乃南アサ（2004）『ヴァンサンカンまでに』新潮文庫/中島義道(2008)『どうせ死んでしまうのに、なぜいま死んではいけないのか？』角川文庫/谷崎潤一郎（1968）『鍵』新潮文庫/多和田葉子（2012）『エクソフォニー母語の外へ出る旅』岩波現代文庫/森瑤子（1986）『ベッドのおとぎばなし』小学館文庫/夏木静子（1980）『遠い約束』文春文庫
（本文では紙幅の関係上、書名を省略して表記している。数字は出所頁である。）
国立国語研究所　現代日本語書き言葉均衡コーパス（BCCWJ）Version1.1

（みつのぶ・ひとみ　英語国際学部准教授）